

四 条 金 吾

一

「頼基なんとか、今日は言いたげな顔ではないか……」

名越光時は出仕した四条金吾頼基の顔を見ると早速に声をかけた。頼基は主人の言葉に、すぐと返事をせず、ためらって黙っていた。

「昨日、極楽寺が焼け落ちた」

名越光時はぼつんと言うと、金吾頼基の顔をじつとみた。

「誇法によって、良観上人の寺がやけたと申しにきたのではないか、どうじゃ……」

いちいち先をみこしての主人の言葉であった。

「殿、私めはまだなんとも申ししておりませんが……」

「そうかなあ、お前の顔は去年のいつだったかなあ、あの時の顔にそっくりだから言ってみたの

だ」

「あれは、去年の九月の事でございます。私に、何故お前みたいな忠臣が、主人の言うことをきけぬのかと申されましたので、失礼ながら……」

「わかった、わかった、汝の法華信仰のこと、その時の顔と、今日もそっくりなので、再び法華信仰のすすめめに、今日は参ったのであろう。昨日の極楽寺の焼失、法華宗徒にとつては喜ばしいことだろうな」

「どう致しまして」

金吾は殿に言葉を返しながら言った。

「これが昔ならば、法華宗徒が極楽寺に放火したなど、またまた世評されて、極楽寺とは、眼と鼻の近きにすむ金吾頼基、今頃は門註所におったかもわかりません。それを思いますと、有難いことと思っております」

「皮肉なことを申す奴め」

主人光時は一寸にがりきつて言葉をきつた。

四条金吾（註一）は主人光時の心中はわかつていた。

建長八年二十六歳で大聖人の辻説法によつて改宗し、それ迄禪をやつておつた時の友人である、進士善春、荏原義宗、池上宗仲、工藤吉隆、等々の入信の機をつくつたのは頼基であつた。

そして大聖人の法難に際しては殉死の覚悟を示したことは、大聖人門下の美談として今なお語りつたえられておる。また大聖人佐渡在島中は、使を送つて供養をささげ、自分自らも文永十年の五月には、佐渡に大聖人さまを御見舞申しておる。しかも大聖人畢生の大作たる「開目抄」二巻は、この四条金吾頼基に与えられた御書であることを思えば、四条金吾の信心のありかたがわかると言つものである。

ところがこの四条金吾にも悩みがあつた。それは主人と信仰を異にすることであつた。主人は名越光時といつて、北条時頼の父時氏とは従兄弟いとこであり、鎌倉の名越にその屋敷があつたので、名越氏を名乗るようになったのである。極楽寺を建立した北条重時には、光時は甥になるのである。そのような関係から、金吾頼基の主人たる光時は、極楽寺の大信者であつた。その極楽寺が焼失した（文永十二年三月二十三日極楽寺焼失）次の日の出仕であるから、法華の強信者といわれた四条金吾の口から、何がとび出すか、主人光時にしても緊張の一瞬である訳だ。

「法華の強信者として我れも許し、主人たるこの光時も、やむを得ぬとほとほと観念しておるのだ。極楽寺の昨夜の焼失事件について法華宗からの御意見を、本日は先きにきくことに致そうか、なんとか申してみよ」

案に反して、主人光時からの催促である。言つてよいものか、どうかと一時迷つた。

韓非子の説難篇に「いったい君主を説得することがむずかしいというのは、自分の知恵によつ

て説得することがむずかしいというのではない。また自分の弁舌によつて自分の意志を明確にすることがむずかしいというのではない、また、自分が気おくれすることなく縦横に弁舌をふるうことがむずかしいのではない……それは相手の心を理解して、それに自分の意見を適合させるということにあるのだ。相手が名声を得たいと望んでおるのに、それに金儲けの方の話をしたら下品な人間と自分を思うだろう。逆に相手が金儲けに夢中なのに名声を得る法を説いたら気がきかなくて実情にうとい奴だと思われる。又相手が本心で金儲けを望んでいながら、名声を求めるふりをしてゐる場合に、名声を得る方法を説いたら、うわべはその人を用いるふりをしながら、実際にうとんずるだろうし、反対に金儲けの方法を説いたならば、こつそりその意見を採用しながら、表向きはその人を排斥するだろう」(註二)

と云うことがあるが、今の金吾頼基の場合は、以上の名声という言葉を理想的な成仏論、そして金儲けということを俗習的な利益論とおきかえて考えてみると、同様なことと言えるのである。

主人名越光時は念仏を唱えて何を願つておるのであるのか。何故南無阿弥陀仏とは、ごろも違ひ、唱える気合もことなる南無妙法蓮華經が光時の口から出ないのか。

名越光時は南無妙法蓮華經というような氣勢のよい題目の出る人ではない。失意の人で実はあ

つたのだ。

光時は昔は鎌倉四代將軍頼経の近習として寵愛を受けておつたが、寛元二年頼経は執権経時のために將軍を廢された。頼経は將軍を廢された後は、鎌倉に住し、自ら持仏堂に入道の身としていたが、胸中に憤懣ふんまんは察せれるものがあつた、と同様にその近習だつた光時も楽しまないところがあつたに違いない。

執権経時は二十三歳を以つて寂したので、その弟時頼この時二十歳が執権職となり、政村は評定衆の筆頭となつた。光時よりみれば、時頼も政村も伯叔の間である。心たいらかざるものがあつたらう。そしてその光時は失意の前將軍頼経の邸をたずねることが度々であつたので、

「光時おごる心ありて、我は義時の孫なり、時頼は義時が彦なり、光時、將軍の権をとらんと企てけるほどに、將軍も光時に心をよせられけるにや」(註二)

「北条朝時の子光時、頼経に寵あり、おもへらく、時頼は義時に於いて曾孫なり、我は親しくその孫なり、我をこえて職を奸すべからずと、潜ひそに時頼を図り、頼経その謀にあづかる」(註四)

頼経は建長三年了行の乱(註五)にも関係があつたので、光時は時頼から嫌疑をうけて、剃髮して幕府の断罪をまつたが、幕府は光時の死一等を免じて、伊豆国の田方郡の西部その昔北条義時のおつた江馬という所へ配流の身となり、名越光時が江馬光時とも言われるようになったのである。

光時流罪という一家の危機にあたり家臣は殆ど心がわりをして主君光時から離れていったが、四条金吾の父頼員よりみちは、最後の一人として主君に従って伊豆に赴き、配所の月を主君とともに眺めて、鎌倉武士のために大いに感慨をみせたのだった。

其後光時は蟄居ちつきよを赦されて鎌倉に帰り、再び幕府に出仕するようになり、四条金吾頼基が、光時に父に代って仕えるようになったのはこの以後のことである。

しかるに光時は再び思いもかけぬ騒動の禍中にまきこまれる破目となった。それは、大聖人さまが予言をした自界叛逆の難の、北条時輔の乱である。即ち文永九年の二月、塚原問答の後で、佐渡の代官本間六郎佐衛門に大聖人が注意をした、時輔の乱であった。即ち北条時輔は京都六波羅の管領であったが、弟である時宗が執権となったのを不満として叛逆を京都に企て、これに鎌倉で呼応して応じたのが、光時の弟達であった。

未だ京都の変があらわれない二月の十一日に光時の弟は三人迄も、時宗によつて誅殺されてしまった。京都の時宗の兄時輔が討たれたのは二月の十五日であるが、鎌倉はこれより四日早い二月の十一日叛逆人時輔に味方したものととして光時の弟、時章、時幸、教時の三人が、殺された。時幸は自殺ということだが、光時の直弟時章が殺された後で、謀叛に加担しなかったことがわかったという、そそかしさであった。それ故、時章を殺した討手の五人の大將たる、大倉二郎左衛門、渋谷新左衛門、四方田滝口左衛門、石川神二左衛門、薩摩九郎右衛門三郎たちは、不都合な

りとして首をはねられてしまった。

「時章寛元三年四月八日尾張守に任じ、同四年二月二十二日守を去る。弘長三年十一月出家法名見西、文永九年二月十一日誤つて誅せらる。歳五十八、打手五人は斬刑に処せらる」(註六)

教時を討った方も、これも時輔謀叛の確証がなかったのか、「教時の討手は罰もなく賞もなし、人之を笑う」と当時評されていた。

自分の弟三人が、天下謀叛に座したのだから四条頼基の主人光時も安穩ではなかった。召捕のものがその屋敷をとりかこんでものものしいありさま、まさに風前の灯火というところであった。この時、四条金吾頼基は伊豆の江馬(前述)におったが十日の申の時(午後四時)にこのことをきくと六時間で、箱根山を馬越えして、その夜の中に鎌倉に到着して、光時が自害したならば、自分も追い腹をかく八人の中に加つてその忠誠を示したのである。

大聖人は佐渡より帰えられて、殿中の対面をとげて、身延に入山された。

大聖人の宗旨が、北条時宗より公許されるのも同然である。だから四条金吾頼基は、大聖人身延入山後の文永十一年の九月頃、或日意を決して、主人光時を法華経をもって折伏したのであった。

半年後の文永十二年の三月二十四日、極楽寺が焼失したので、四条金吾は再び御主君光時殿を折伏しようとしたのである。

「御主君にかく催促されて、黙しておつては、法華経の折伏の精神に反しますので申し上げます」

「なんとでも、言え、きこう」

「仏法は俗に道理文証も現証にはしかずと申します」

「現証とは証拠をさすのだなあ」

「昨夜の極楽寺の焼失は正しく念仏無間地獄のしるしと申してさしつかえがございません。大火のことは仁王経の七難の中の第三の火難、法華経の七難の中には第一の火難であります。火はものをやきつくすをもつて性となすところありまして水をば焼くことが出来ません。聖人、賢人の家を焼くことは出来ません。その昔釈尊の時代に、王舎城と申す大城がございまして在家九億万家でございましたが、七度までも大火がございまして、民のなげきとなり民百姓は逃亡しようとし、王様も大変になげかれましたが、その時に賢人あつて申しますには、七難の大火とは、聖人さり、王の福のつきる時に起こるものである。ところが、この大火は民百姓の家をやいたが、王城に近づいておらない。故に、王のとがではなく、万民のとがである。故に万民の家を王舎と号したならば、火はおそらく神名におそれて焼けるようなことはありませんまいと言ったので、それより後、民百姓の家まで、王舎城と名づけたところがその後火事がなくなつたと言ふことでございます。今極楽寺の良観上人は殿自らも鎌倉の生き仏と崇められておりますが、聖人の家に大火な

しという言葉より考えますならば、良観上人は果たして如何なる御方でございましょうか。經文よりは証拠が大切とはこのことを申すのでございます」

「法華宗徒というものは料簡のせまいものじゃなあ……」

光時はにがりきつて、声を放った。

「金吾、よくきけ、我が国は古来から、焼けぶとりと言う言葉があつて、焼けた方が却つて、後から立派な物が出来ることにきまつておるのだ。極楽寺も、今では、て、ぜ、まで困つておつたが、叔父重時殿の建立では、どうすることも出来ずにいたが、今度は新しく立派に寺が建立されるだろ……」

「お寺は立派に出来るとなれば、それは結構でございましょうが、そんなことは末の末の話でございませう」

「殿、ようお考え下さい、殿は毎度、良観上人を釈迦仏のごとく、阿弥陀仏の如く信賴すると申されておりますが、その結果は如何でございませうか。御舎弟三人を六波羅さま御謀叛の件で一時に失つて、去年三回忌を内々にとりおこなつた仕末ではございませんか、念仏無間は我が大聖人さまの法門でございまして、この金吾の言葉ではありません。事實は……」

「言うな金吾、それは世の移りかおりで仕方のないこと、武士として生きるもの、時勢にのるものあり、時勢にはずされるものあり、武運つたなきものの定めと申すものだ」

「違いますぞ、殿、それは世法の話です」

金吾頼基は臆するところが微塵もない。

「世法……というか、では、如何に仏法では申す」

「武運つたなしなぞとは私の言葉ではありません、仏は殺されませんぞ」

「なにを馬鹿なことを申す」

「私達の大聖人さまをみて下さい、身に一介の寸鉄もおびずして、竜ノ口に命をすてなかつたでございませんか、聖人に横死なしと申しまして、聖人賢人は横死をしないことになっております。それでなければ仏と申すことが出来ません。その仏になる道は南無妙法蓮華経しかありません。殿は念仏を唱えていつもいつも、自分の思つたこととは反対の方向にいつております。只今より南無妙法蓮華経と唱えたまへ、それが横死せられた御舎弟御三方に対する真の供養にもなるのであります。では何故南無妙法蓮華経と唱えると言う道理は去年申し上げたことをくりかえすばかりでございませぬ、よくお考えをいただきたいと存じます」

にがりきつた主人光時の顔が、四条金吾の前にあつた。

昨年九月の始めに、思いきつて、法華経の精神を主人光時の前に披露して失敗した。しかし成
功せずとも、四条金吾にとつて嬉しいことがあつた。

それは、主人光時を折伏したことを、身延の大聖人さまに知らせたのである。すると間もな

く、その折伏をほめた御手紙を大聖人さまから頂戴した。

それには、法華經の折伏の精神をもつて、主人に諫言したので、誇法の与同罪をのがれることが出来たことは目出度いことだ。但しこれから口をつつしんだ方がよい。諸天善神の御加護はあるだろうが、光時の家来の中には、それを口実にして、四条金吾の敵にまわるものが出てくるであろうから、今後は大いに注意をした方がよい。夜の宴会は断然やめなければいけない、昼の宴会だといって気を許してはならない。酔っておらなければ、そうそう敵もねらう機会があるものではない、とこまかい注意を大聖人さまから頂き、「只女房と酒うちのみて、何の御不足あるべき」と言われたのは、実にこの手紙の中であつた。去年それ程まで注意されたが、極楽寺の焼失によつて頼基は、主人の前でだまつておる訳にはいかず本日の折伏となつたのである。

(註一) 金吾、鳥の名、よく不詳をさける、漢代この名をとつて執金吾の官をおく。金吾は足に黄金のメッキした銅製の棒で、執金吾は出駕にともする時、この棒をもつて護衛するから名づけたもの。又漢の武帝の時、宮門を守り非常を警戒する役となした。日本の左衛門府の職にあたる。

(註二) 韓非子說難篇

(註三) 保歴間記

(註四) 大日本史

(註五) 建長三年十二月二十六日、了行法師外四名生けどられる。謀叛の企て露顕す。

(註六) 評定伝

一一

建治三年の六月二十三日のことである。

梅雨にぬれて、色が七色に変わるといふ山あじさいの花が、鎌倉長谷の四条金吾の屋敷に見事に咲いていた。

その四条金吾の屋敷に、殿の上使として前ぶれもなく、島田左衛門入道と山城民部入道の二人が訪ずれた。

二人とも四条金吾の上役とはいえ、日頃からの知り合いであるが、上使ともなれば、それ相当の待遇をせねばならなかった。

島田、山城の兩人は型の如く、上段の間に腰掛けて威厳をみせていた。

支度の整った金吾は、その前に出ると、上使の趣きをかしまつて承った。島田左衛門がよみあげた。

「一、其の方儀、去る六月九日叡山の学僧竜象房、長谷桑ヶ谷において説法談の砌り、兵器を携へたる徒党をひきつれて、その座に闖入致しあまつさえ、悪口狼籍の段まことに不都合、同席の人々の証言あるによつてこれを糾明す

一、極楽寺良観上人は執権職北条時宗殿を始め、其方の主人北条光時殿すら世尊の再来と之れを仰いで信伏するに、汝頼基此の聖僧を中傷するは只々不都合の至り重罪至極なり

一、以後竜象房極楽寺良観上人を釈迦仏弥陀仏同様に仰ぎ奉ること

一、是非善悪を問はず、主君の仰せに従うこそ、仏神の心に叶い、世間の礼儀とする、よつて以後頼基は主君光時の仰せに従つて、念仏申すべきこと

一、右の条々堅く守るべきの起請文をさし出すこと」

読み終ると、島田左衛門入道は、うす笑いを面にかべて四条金吾の顔をみた。本日上使にたつた島田、山城の兩人は、金吾頼基の法華信仰をきらつて、これを陥しいれようとする張本人であつた。

建治元年の秋頃のこと、金吾頼基は意を決して、主人光時を折伏したことがあつたが、却つて不興をこうむり、又島田、山城等の中傷にあつて、建治二年にはその領地を主君光時より、越後にかえさせられようとした。この時金吾頼基は大聖人の指図をうけて主君光時にこういつた。

「近く第二回目の蒙古襲来というような重大事が世間に起きるような気がいたします。私はそ

の時は、あく迄御主君のおんために一命をすてる覚悟でございしますが、その時に越後から鎌倉に馳せ登るのでは、道が遠いうえに、道中で如何なる支障が起らないとも限りませんので、たとい領地を召し上げられましても、この時勢の物騒な折でありますので、今年主君のお側をはなれず、万が一の時は自分の一命をささげる覚悟でございします。これ以外どのような仰せを蒙むろうとも恐れはいたしません」

と主君光時に断言して、越後の領地がえに応じなかつたのである。

ところが金吾頼基の法華信仰をにくみ、その折伏精神をきらうものには、よい口実が出来たのである。

四条金吾が、領地替えをきらつておるのは、主君の命令を軽ろしめるものである。そのような我儘な者には恩恵を中止した方がよいと家中の者から意見が出た。

そして四条金吾は謹慎の身となったが、四条金吾をにくむ者にとつては、謹慎ぐらいではおさまらない、ついに上使が、四条金吾の屋敷にくるといふことになったのである。

島田左衛門入道は、四条金吾に言葉をかけた。

「上使の趣きしかと承知したか……」

「承知いたしません……」

四条金吾は、はつきりと拒絶した。

「なんと申す」

島田は自分の耳を疑うような顔をしてもう一度四条金吾に念を押すのだった。

「特に第一条などは、全く身におぼえないこと、承知いたしません」

四条金吾の返答は、依然としてはつきりしていた。

「承知いたすも、致さぬもない、御主君の御命令だ」

「御命令と申されても身に覚えのないことは承知いたしません」

四条金吾はあく迄も、主張をまげなかつた。

「では、こう致そう、御法に従つて後程、申しひらきの儀は、逐条書面をもつてなされたらよろしい。だが、金吾殿、承知いたさぬという御返答をもつて我等兩人、御主君の許に帰ることは出来ぬ、よつて、さしあたり、この場で御貴殿の申しひらきを、お聞きいたそう、それならば我等兩人も御主君に拝顔いたすことが出来るが、承知出来ぬの返答だけでは我等、この場をひきあげることが出来ぬ、いかがなものだろうか」

山城民部人達が、分別かんべつくさそうな顔で、四条金吾に言った。

「よろしい、申しひらきを聴いてくれると言うなら申し上げよう、とくつときかれない」

四条金吾は怒りを腹の底にしずめて口をきつた。仕切且戸の向うに、女房のいる気配を感じながら金吾は言葉をつづけた。

「竜象房の法談の席にて、乱暴狼籍の由であります、この条は跡形もないそらごとで金吾自身驚いております。即ち、このことの起りは、去る六月九日、日蓮大聖人の御弟子で、三位房という御方が、この屋敷にまいりました。そしてこの近くの大仏の門の西桑ヶ谷に止住する竜象房というものが説法をしようのには、現当のために仏法に不審のある人は、来たつて問答したまいと申し、鎌倉中の人々が釈尊の如く貴び奉りますが、誰一人として問答する人がいないので、自分はこれから出掛けていつて、問答をして、一切衆生の後生の不審を晴らしたいと思うので、一緒に行かないかと誘われましたが、丁度、御主人の御用を申しつけられておりましたので行きませんでした」

「では、御貴殿は一度も竜象房の法談をきかないと申すか」

山城入道が、返答いかにとつめかけた。

「いや、拝聴いたしました」

「そうれ、そこで、三位房に味方して乱暴をしたのではないのか」

「とんでもありません。法門は度々拝聴にまいりましたが、相手は僧侶、自分は在家でありますから、質問などは一度も致しません。まして悪口雑言などは思いもよらないことであります」

「しかしながら、徒党をくみ、兵杖をたずさえて、法談の席に乱入したとは訴えがあったことだ。それでも嘘と申すか」

「嘘でございます。その法談の席におった人々は、私の全部知っておる人々ですから、その人々をよんで下されば、事の真相は明かになることでございます。ましてや、私はその法談を拝聴して帰りますと、一部始終御主君光時さまにお話し申し上げております。これはこの頼基を嫉んだものが、御主人に嘘を申したのに違いがありません」

この四条金吾の答弁には、使者の両人も一寸参つて、暫し口をつぐんでしまった。

しかし念仏の信者たる島田、山城の両名は、法華の信者たる四条金吾が憎くてならない。それではとばかり、次の問いを發した。

「第一問の申しひらきは、わかつたとしておこうが、貴殿が御主君光時さまを始め御執権職時宗さまさえも世尊の出世と尊敬せられる極樂寺の良觀上人を何故尊敬しないのか、これ詰問の第二條である、これについては、事実であつて申しひらきの言葉もなからうが、どうじゃ」

「どうじゃ……」

と使者二人は、声を荒々しくして四条金吾をせめたてた。

時に四条金吾は少しも臆せず答えた。

「私は日蓮大聖人をもつて、主師親の三徳を備えられた御方と存じ、その大聖人の弟子をもつて任じておるものがございますが、その大聖人さまは知つての通り、去る文永八年より文永十一年の間、佐渡の島に御配流のうき目をみました。然るにその佐渡の国は大聖人さまに対して、大聖

人さまのお弟子を近づけないようにしたり、港の出入の制限を激しくしたり、町の交通をとめたりして、食料せめをして、大聖人さまを餓死させんと企て、ついには大聖人の首をはねよと訴状をかいたのは良観房です。これが八斉日夜の説法には生き草さえきつてはならぬと説教する僧侶の企てることではありませんか。

そもそも事の起りを申しますならば、良観房が常の説法に、「自分は日本国の一切衆生に八斉戒（註一）をもたせて、日本国の殺生や天下の酒をやめさせたいと苦心しているのに、日蓮房が邪魔をするので果すことが出来ない」と嘆かれたのを、我が大聖人が聞かれて、

「なんとかして良観房の大慢心を倒し、無間地獄行きの大苦を救つてやろう」と大聖人がおっしゃったので、弟子どもは、大聖人さまのおっしゃることは法華経の行者としての大慈悲の現われでありましょうが、何分にも、良観上人は、日本国の人々の尊敬を一身にあつめておる上人ですから、たやすく、そのようなことは言わぬようにと、頼基を始めとして法華の信者一同が申し上げた程です。ところが、文永八年六月十八日の大旱魃の時に、良観房が祈雨をして万民をたすけようと言われたのを、大聖人さまがきかれて、「これは小事なれども、此のついでに日蓮が法門の邪正を万人に知らすべし」となされて、良観房の所に使いをつかわして、「良観上人が七日の内に雨を下す程ならば、日蓮が念仏無間と申す法門をすてて、良観上人の弟子となつて二百五十戒を保つべし」と良観房に申しいでたのです。良観房は、この申込みを非常に喜んで七日の内に必ず

雨をふらすと断言して、弟子百二十余人を従えて、祈願をこらし、念仏、請雨經、法華經、八齋戒等を説いて、さまざまに祈雨をこらされましたが、四十五日たっても雨は一粒もふらず、良観房はあせつて、更に多宝寺の僧侶数百人を増して、法力をつくして祈つたが無駄でした、一滴の雨もふらなかつたのです。そこで大聖人さまは、「昔、泉式部という好色の女や、能因法師という破戒の僧侶でさえ、歌をよんで容易に雨をふらせたではないか、良観上人は、当世第一の持律堅固の僧侶と言われ、法華真言の義理を弁へたお方ではないか。その御方が数百人の僧侶をあつめて祈禱をしても一滴の雨のふらぬとはどうしたことか、たやすい雨さえふらすことの出来ぬものが、どうして難事と言われる往生成仏が出来ましょうか、かくの如く祈禱のしるしがないことが、わかつた上は、日蓮をうらまず、従来の邪見の心を捨てて、日蓮の所へこられるがよい、そうしたなら、雨をふらす法と仏になる道を教えてあげよう、七日の内に雨がふらぬばかりか、早くむづかうしたなら、雨をふらす法と仏になる道を教えてあげよう、七日の内に雨がふらぬばかりか、早くむづか魘ばっはいよいよはげしくなつて、暴風がふきつので、民の嘆きをますばかりであるから、早く邪法の祈りをやめられたい」と申し入れたのです。良観上人がくやし涙をながしたことは勿論であります、この仔細は、大聖人が竜ノ口の刑場にひかれる前に、つぶさに問註場で幕府に申し上げたことですから、お上においても無論承知のことですと申し上げてよい筈です。良観房は自分の恥を考えたならば、大聖人さまの弟子となるか、跡をくらませて山林にでもかくれるのが僧侶としての本来の道であるのに、少しの道心もなく、却つてこれを遺恨に思つて、多くの偽りを構

えて、大聖人さまの死罪を二度も企てたのであります。この事柄の一部始終を、この四条金吾は直接みたりきいたりしております。ですから畏れ多い御主君光時さまの仰せに対しましても、外のことならばどんなことでも違背は致しませぬが、「極楽寺の良観房を釈尊の再来と尊信せよ」とこのたびの仰せばかりは、自ら大聖人の弟子檀那と誇っておるこの四条金吾は絶対従いかねるものでございます」

自らの信念を上使の前に堂々と披瀝して少しも臆するところのない四条金吾、さすがに、文永八年九月十二日の竜ノ口の難の時に、大聖人に万一のことがあつたら、腹切らんとした風貌がまざまざと示されたのであつた。

島田、山城の二人も、四条金吾の誠意に押されて言葉の発しようがなかつた。四条金吾は尚も言葉を つづけた。

「良観房を世尊同様尊敬せよとの仰せに従いませぬこの四条金吾が、なんで竜象房を尊敬出来る筈がありましようか。第三条の申しひらきは略さしていただきます。さて第四の「是非善悪を問わず、主君の仰せに従うべきこと等々については、是れ最第一の大事でございますので、決して私の言葉をさしはさまないで申し上げたく存じます。孝経に（註二）「父が道を誤つた場合は子

は父と争い、主君が道を忘れた場合は、臣は君と争わねばならない」とあります。伝教大師は「道にそむいた場合、子は父と争わねばならない、臣は君と争わねばならぬ。親や主君が道をそむいているのに、争わないのは孝でもなければ忠でもない、弟子もまた同じように、師匠と争わねばならない」といわれ、法華経には「我は身命をおしまないただ無上道をおしむばかり」とあります。この四条金吾をば、御上使の御二方は勿論のこと同僚の方々は、無礼な奴としてお咎めでございましょうが、これが世間のことでしたならば、父母主君の仰せに従うのも当然でありましようが、これは出世間のことであります。重恩のある御主君が、悪法の者にたぶらかされて、悪道におちゆくのを嘆くばかりであります。その昔、阿闍世王は提婆や六師外道を師として釈尊を敵かたきとしましたので、マカダ国は仏教の敵となり、阿闍世王の眷属五十八万人も仏弟子を敵とし、耆き婆大臣ばかり仏の弟子でありましたが、最後には阿闍世王も邪義をすてて正法に帰依いたしました。その如く四条金吾も最後には、主君光時さまを救うことが出来るものかと秘かに思っております。それに法華経の譬喩品には「今この三界は皆我がものである。その中の衆生は悉く我が子である」と説かれてありますから、教主釈尊は日本国の一切衆生の父母であり師匠であり主君であります。その教主釈尊をさしおいて、我々には無縁の阿弥陀仏やその他の仏の名号を、昼夜朝夕に六万遍、八万遍も唱えるというのは不孝のいたりであります。弥陀如来の本願はもともと釈尊の説かれたものであります。私は後に自らこれを改めて「ただ我一人のみ三界の衆生を救うも

のである」と言われております。阿弥陀仏がこの日本の国の父母であるとは、いずれの経文にもございません。それなのに今後この四条金吾に念仏申すべしとは、道理にはずれたることを強いるものであります。

そもそも人皇第八十二代隱岐法皇の御代に、新たに禅宗、念仏宗が起つて、真言の大悪法とともに天下に流行いたしましたので、天照太神、正八幡宮の百王百代までもとの御誓いも破れて、社稷しゃしょくもゆるぎ、王威もつきて、天照太神、正八幡宮の御計いによつて、関東の権の太夫義時が国務をとるようになりました。(註三)

然るに、この真言、禅、念仏の三宗が、其後関東に流行いたして天下上下の帰依するところとなり、法華経の教をすててかえりみませんので、法華経を食とし正直を力とするところの、梵天、帝釈、日天、月天、四天王等が、怒りをなして、前代未聞の天変地天を起こし、果ては隣国の蒙古国に仰せつけて、日本国の覚醒を促したことは、天下万民の知るところであります。これは大聖人一人よく御承知のことであります。このように賞罰おごそかな法華経でございますので、この四条金吾は、御主君が法華経を信ずるようにならば、みちびき申し上げたいと思ひまして、いろいろな妨げをしのいで今日迄折伏の精神をもって御奉公を申し上げてまいりました。私をざんげん讒言する人こそ、主君に対して不忠のものと申さねばなりません。私が御主君の側をさることは、主君を無間地獄におとすことになりませぬ。私一人だけ仏になつて何の甲斐がございませうか。良

觀房の保つところの二百五十戒と申しますのは、小乗戒と申す戒でございまして、この小乗戒はフルナという羅漢が、諸天のために説かれたのでありますが、浄名居士はこれを破して「穢れた食物を宝の器うつわにおいてはならない」と断言し、オオクツマラは文殊を戒めて「蚊や蚋あぶのような小乗の修行では大乘の空の理を悟ることが出来ない」と言われました。また釈迦仏は小乗をば驢乳と説き蝦蟇がまに譬えられました。

この四条金吾が、良觀上人を、蚊、蚋あぶ、蝦蟇あぶの法師と申しますのも、経文に明かにあつて私の言葉ではありませんから、私をお咎めあるならば、その前に経文をお咎めあつてしかるべきかと存じます。

右のような次第でありますから、私に起請文をさし出せとの御上使を賜わるのはまことに意外に存じます。この四条金吾が、所領没収をおそれ、頸切られることを恐れて、起請文を書きましたならば、御主君には忽ちに法華經の御罰があるでありましょう。何故なれば、先きに、良觀房の讒訴によつて大聖人さまを佐渡の国に流した時には、大聖人のおつしやつた如く、百日の内に自界叛逆の難が起つて、北条家一家に同志討ちが起こり御主君光時の弟、時章、時幸、教時の御三方は同時に命を失つておるではありませんか。これひとえに良觀房が御三方の命をうばつたも同様であります。それなのに、竜象房や良觀房を信用せられて、私に起請文をかかせるようなことがあれば、必ずや御主君も、法華經の嚴罰をまぬがれることは出来ずまい。

この度の頼基を讒言する人々は、このようないきさつを知らないのか、或いは知っていて、法華經の嚴罰を主君に当てようとたくらんでおるのか、いずれにせよ、この四条金吾にことよせて、主君の一大事をひき起こそうとするものでありますから、それらの人々を召し合せて、御主君の御前において、是非とも糾明していただきたいものと御返答を申し上げます」

四条金吾の御主君の面前において、召い合せて糾明していただきたいと言った時に、島田、山城の兩人の顔は、上使とは思えぬ程に、みるみるうちに真青に変わっていった。(註四)

四条金吾の主君、名越光時は其後いくばくもなくして病床に臥せる身となり、病状も思うように任せなかつたので、仕方なく謹慎中とは言え四条金吾が側近に召されるようになった。四条金吾は武道に鍊達ばかりでなく、医術をよくしていたので、主君に召されたのであった。四条金吾の丹誠こめた医術によって、主君光時の病氣も建治四年の正月になると快復し、その功によって、四条金吾の御勘氣もめでたくとかれたのだった。

しかしその回、四条金吾は受難の時期であったが、大聖人も大いに心痛されていたので、次のような御手紙を大聖人から頂戴している。

「もし、えらい人達や、えらい人達の女房たちから「御主君の御病氣は……」と尋ねられたら、誰に限らず、膝をかがめ手を合せて「私の力には及びませぬが、如何ように辞退しても強いての

仰せでもあり、御奉公の身でありますから、治療申し上げております」と髪もつくるわず、折目もつかぬ直垂したたねをつけ、さっぱりした小袖や、目に立つものなどはきないで当分辛抱しておるがよい。御主君の側におる時は主君から与えられた部屋だから心配はあるまいが、貴殿を憎む者は、夕方や朝方の出入をねらって要撃するだろうから気をつけたがよい。又自分の家の入口の脇、位牌堂、縁の下、高殿の天井などは、よくよく注意したがよい。貴殿を仇とつけねらう人は、これまでよりはもっと巧みな計略をめぐらすであろう」（註五）

まことに微に入り細に渡った、日常生活の御指南をいただいたのである。

（註一） 不殺不盜不淫不妄語不飲酒等々

（註二） 孔子の孝をとける書物

（註三） 承久の乱のことをさす。

（註四） 頼基陳情による。

（註五） 崇峻天皇御書

